

議案第 47 号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(橋本市監査委員条例の一部改正)

第1条 橋本市監査委員条例(平成18年橋本市条例第39号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(監査等の結果報告後の処置) 第12条 略 2 法第199条第14項に係る市長等からの措置状況の通知があった場合、監査委員は、これを公表しなければならない。</p>	<p>(監査等の結果報告後の処置) 第12条 略 2 法第199条第12項に係る市長等からの措置状況の通知があった場合、監査委員は、これを公表しなければならない。</p>

(橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 橋本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第212号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員 員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

(橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第216号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。